

令和6年12月25日
国土交通省関東地方整備局
建政部

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により戒告処分（令和6年12月18日付）を行いましたので、お知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1392

建築安全課 課長 田中（内線：6681）

建築安全課 課長補佐 福地（内線：6682）

1 ^{つちや}土谷 ^{よしひと}芳仁（登録番号 第 235767 号）

① 処分をした年月日

令和 6 年 12 月 18 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

山梨県内の建築物（1 物件）について、株式会社土谷設計事務所（山梨県知事登録（梨）第 1-04395 号）の業務に関し、設計者として、以下の一～三に掲げる規定に違反する設計を行った。

一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 35 条及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 126 条の 2 第 1 項の規定に違反する設計（本件建築物について、法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500 平方メートルを超えるものに該当し、かつ、本件建築物の医務室について、令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に該当するにもかかわらず、本件建築物の医務室に排煙設備を設けない設計）を行った。

二 法第 35 条及び令第 126 条の 4 の規定に違反する設計（本件建築物の保育室について、法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室で照明装置の設置を通常要する部分に該当するにもかかわらず、非常用の照明装置を設けない設計）を行った。

三 法第 36 条に基づく令第 114 条第 5 項の規定に違反する設計（本件建築物の防火上主要な準耐火構造である間仕切壁を換気の設備の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に、令第 114 条第 5 項により読み替える令第 112 条第 21 項に規定する防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。